

零細農耕制と地主的土地所有

—新潟県一手作地主の分析—

一 分析の視角

農地改革は、戦前日本資本主義の基砦であり、かつ農民の零落の根源でもあった地主的土地所有を解体・一掃した点において歴史的意義を有し、また、地主的土地所有を一掃したにもかかわらず、零細農耕制という日本農業の土壤自体は根本的変更を加えられることがなく、むしろ、これを固定化してしまったところに歴史的限界があるとするのが論者によって意義と限界のウエートの置き方に差異が認められるにしても、一般的見解であろう。⁽¹⁾

しかし、農地改革を推進したアメリカ占領軍ならびに日本政府の政策の結果、事実としてこのような意義と限

界が対比しうるにしても、零細農耕制と地主的土地所有の内的関連をあきらかにした上で、農地改革の歴史的性格を再検討することが必要のように思われる。なぜなら、地主的土地所有の基礎的土壤として存在した零細農耕制が、地主的土地所有の廃棄によつては、廃棄されなかつたところに農地改革の歴史的な性格を解きあかす鍵があると考えられるからである。

そこで本稿では、零細農耕制と地主的土地所有の内的関連をあきらかにするという視角から、新潟県の一手作地主の分析を試みた。⁽²⁾ 一手作地主は、一方では当時の生産力水準に規定された零細農耕にたずさわりつつ、他方では、この零細農耕を土壤とする地主経営を行なっている。

西 田 美 昭

われわれは、二つの経営を同時にもつ手作地主が、どのような内容の経営を行ない、その内容をどのようにに変化させているかを確定する中で、零細農耕制と地主的土地所有の関連をあきらかにする手掛りが得られると考へたのである。

(1) 農地改革の意義をはっきりさせ、その上で、農地改革の限界を戦後の過程との関連で分析したものととして、山田盛太郎氏の諸論稿がある。たとえば「農地改革は、地主的土地所有を解体することによって、農業生産力発展を異常な程度にまで、促進することができた。それは一つの新しい生産力段階の到来を意味し、現に、農業生産力構造の再編が進行しつつある。が、注意すべき点は、この改革が、零細農耕様式の原則の上で地主的土地所有を解体せしめたこと自体、結果としては、反って、零細地片の私的所有へ、それ(零細農耕様式)を縛りつけることになった、そのことである。」(山田盛太郎『日本農業生産力構造』、まえがき、一九六〇年)

これに対して、限界を強調するあまり、農地改革の意義を見失い、反動的改革としてしまうものに大内方氏の見解がある。「農地改革によって地主が後退したことは、日本の農村にあるていど民主的にしたことはたしかである……だが、改革はけっして日本農業を小農形態から脱却せしめるものではなかった。……この改革はむしろ歴史の進行を

逆転せしめようとした空しい努力にすぎない……」(大内方『農業問題』改訂版、二五四—二五五頁、一九六一年)
 (2) 新潟県北蒲原郡金塚村(現加治川村)所在の一手作地主H家である。なお、この地域の農民経営と小作争議を扱ったものに、拙稿「小農経営の発展と小作争議」『土地制度史学』、第三八号がある。地域の概況、千町歩地主白勢家の小作争議等についても触れてあるので是非参照されたい。

二 分析対象H家の構成

ここで扱う手作地主H家の史料は、すべて大正・昭和のものである。それは、史料の制約にもよるが、主として、農地改革を展望する地主的土地所有解体過程において、零細農耕制が如何なる意味を持つかを確定しようとするために他ならない。

分析対象であるH家は、明治期の自小作農から徐々に蓄積し、大正初期には典型的な手作地主になっている。すなわち、大正四年のH家の土地所有構成を示せば、自作反別三町一反、仲小作反別一町六反、貸付反別五町八反九畝である。⁽²⁾

われわれは、後のH家の経営変化を確定するため、大

(91) 零細農耕制と地主的土地所有

表 1 H 家反当収量

	郡 平 均	金 塚 村	H 家
大正 1	石 1.41		1.72
3	1.63	1.60	1.86
5	1.93		2.08
7	1.82	1.85	2.19
9	1.96	2.03	2.31
11	1.77	1.70	
13	1.88	1.90	2.65
15	1.44	1.50	2.24
昭和 3	1.75	2.10	2.34
5	2.09	2.40	2.84
7	1.94	1.89	2.51
9	1.49	1.65	1.76
11	2.53	2.30	2.46

(註) 郡は『新潟県統計書』、金塚村、大正3年『北蒲原郡誌』、他年度は金塚村役場『農商務省統計報告書綴』より、H家は『大福稲刈帳』より計算。

表 2 大正4年度作付品種

品 種	反 別	俵 数	当反収量	
新庄内(早)	反 3	俵 13	石 1.73	(4斗入)
白 柳(中)	2	9	1.93	(4斗3升入)
大 場(中)	10	53	2.12	(4斗入)
東京府(中)	3	17	2.26	(4斗入)
愛 国(中)	8	44	2.25	(13俵→4.3入)
和太郎(晩)	3	15	2.10	(10俵→4.3入)
敷 島(晩)	2	13.3斗	2.75	(4斗入)
合 計	31	164.3	2.15	

(註) H家『大福稲刈帳』より集計。

正初期における経営概況を確認しておく。まず、自作部分であるが、H家はこの三町一反から一六四俵三斗(うち四斗三升入、三二俵)の收穫を得ている。これは反当二石一斗五升となり、郡平均の一石七斗よりかなり高い水準である。H家では、品評会・坪刈等に常に関心を持っていったことが知られるし、事実反収は、郡平均・村平均より常に高位であったことは表1からあきらかである。

では、このような高生産力を示す篤農家H家の自作部分における経営内容は如何なるものであったか。表2は、H家の大正4年度作付品種である。これによると、収量の少い早生は、「新庄内」の三反にすぎず、あとは収量の多い中生——「白柳」「大場」「愛国」「東京府」の二町三反、晩生——「和太郎」「敷島」の五反となっている。品質はともあれ、収量の多い中晩生種依存の作付体系といえよう。

次に、生産力にも経営内容にも大きな影響を与える肥料について触れたいのであるが、H家の史料からは直接把握しえなかった。しかし、同村のT家(二町耕作——大正五年)の『大福稲刈帳』

によると、「米糠」一一円三〇銭、「木灰」二円七五銭、「大豆粕」一五円、「人造肥料」一〇円となっていることから、肥料は、まだ化学肥料の普及は少く、「大豆粕」「米糠」といった在来肥料が中心であったと考えられる。⁽⁵⁾

第三に労働力の構成を示しておこう。大正五年のH家は、家族労働力四人、年雇一人の外、季節雇延四人、青年会に七反の田打依頼とかなり大量の臨時雇を入れている。また、年雇T氏の給金は三五円なのであるが、これが、正月と盆に二〇円、一一円が支払われ、残りは「帯一本代」「帽子二つ」「シャツ一枚」「田圃帯一本代」「小使」「理髪代」「床屋払フ時」というように小出しに分割給付されていることが注目される。つまり、明治期以来の前期的雇傭関係を持続するとともに、さらに不足する労働力を季節雇という形で調達していたことが知られるのである。

第四に、以上のようなH家の自作経営が、零細農耕制という枠の中で行なわれていることを指摘しておかなければならない。この点は後に展開するが、大正四年でH家の耕地は一二畝地あり、旧紫雲寺瀉の「辺」から「沖」にかけて散在している。干拓地という有利な条件が存在

表 3 H家の小作・仲小作 (大正四年)

	小 作 分				仲 小 作 分	H 家 取 分 計
	田	畑	宅 地	共 有 地		
反 別	反 49.609	反 7.213	反 1.601	反 0.500	反 16.000	石 58.304 (146 俵)
入 附 米	石 47.0362	石 4.6568	石 1.396	石 0.400	地主 11.440 小作 4.815	
反当入附	0.95	0.65	0.87	0.80	地主 0.71 小作 0.30	

(註) H家『大福日記帳』より集計。但し、入附額であって、実納額ではない。

しながら、H家の自作経営が零細錯圃形態そのものに規定されていることは注意を要する。

以上より、大正前期におけるH家の自作経営を総括すれば次のようになる。すなわち、明治期以来の生産力的諸条件——多収量品種への依存、在来肥料への依存、前期的雇傭関係を残した上での季節雇の導入——を零細農耕制という枠の中で最大限に発揮することにより相対的に高質な生産力水準を実現したのである。

次にH家のもう一つの側面、すなわち地主とし

てのH家経営を把握しておかなければならない。まず仲小作の(1)一町六反であるが、これは、白勢家から借入した耕地(小作地)を三人に又小作させ、反当約三斗、四石八斗一升五合を又小作人から仲小作料として取得する。そして、本来の小作料収入として、表3に示したように五町八反九畝から五三石四斗八升九合をえている。つまり地主としてのH家は、仲小作料・小作料合わせて五八石三斗四合(一四六俵)を取得しているのである。かかる地主経営が、経費のからぬ作得米としてH家の重要な柱となったことは疑いないが、ここにおいては、零細農耕制が粹としてではなく、地主経営そのものの存立基盤となっていることが注目される。すなわち、自作部分(直接生産者全般に通じる)においては、一枚一枚の田の収益が問題であるだけでなく、それらをまとめた全体の経営との関連で田の価値が問題となるため、零細錯圃はむしろ障害として立現われるのに反し、地主経営の場合には、一枚一枚の田の収益の単純加算として地主の収益が成立するため、零細錯圃は何ら障害とならないばかりか、零細錯圃であることにより直接生産者における利潤範疇の成立を阻止し、逆に高率現物小作料の成立を可能

にしているといえるのである。H家の貸付地五町八反九畝が一四人に貸付られ、一人当四反二畝となっていることは、このことを実証している。

H家は、この貸付地からの一四六俵と自作部分からの一六四俵、合わせて三一〇俵、飯米分を差引いた残り約二七〇俵を販売したと考えられる。⁽⁸⁾

(1) H家の明治期における史料はきわめて少い。しかし、残存している『大福稲刈帳』によると、断片的にはあるが、耕作規模と刈束数が把握できる。それによると、明治一六年、総刈束数一四四九束(内小作分束数一四六束)明治二一年、三町二反耕作、総刈束数二三五九束、(内小作分束数八二二束)明治三一年四町八反耕作、総刈束数二九〇五束(内小作分束数六六九束)明治四〇年、総刈束数一九五五束(内小作分束数九六束)であるから、明治中期までは、自作・小作共に拡大することにより耕作規模を拡大したと考えられる。そして、H家が大正四年度より小作入附の記帳を開始したことを考え合せると、明治末より、小作分を減らして自作化し、一方では貸付地をも持つようになつたと思われるのである。

(2) 貸付反別は大正四年度しか把握しえなかった。それ以後H家の入附関係史料は、入附額と実納額だけ記載する形になっている。

(3) 『大福稲刈帳』によれば、坪刈実施年度——大正二・

表 4 耕作規模・作付品種の推移

	耕作反別	内小作別 反反	上位3品別 反反	その割合	上位2品種名				
					珍	光(中)	石	白(晩)	
大正	1	34	4	20	62.0	愛	国(中)	龜	ノ尾(早)
	2	40	4	20		愛	国(中)	大	場(中)
	3	34		22		愛	国(中)	大	場(中)
	4	31		21		大	場(中)	愛	国(中)
	5	30.5		17.5		愛	国(中)	大	場(中)
	6	40	9	23.5	59.7	大	場(中)	愛	国(中)
	7	33		18.5		大	場(中)	愛	国(中)
	8	33		18		大	場(中)	水	野錦
	9	35	3	19		大	場(中)	東	京府(中)
	10	30		23		大	場(中)	銀	坊主(晩)
	12	31		24	84.3	銀	坊主(晩)	改	良愛国(中)
	13	31		29		銀	坊主撰(中)	銀	坊主(晩)
	14	29		29		銀	坊主撰(中)	大	場(中)
	15	29		19		大	場(中)	銀	坊主撰(中)
	昭和	2	33.5			21.5	70.7	大	場(中)
3	38		24	大	場(中)	改		良愛国(中)	
4	38		22.5	中	生銀坊主(中)	龜		ノ尾(早)	
5	38		32	中	生銀坊主(中)	龜		ノ尾(早)	
6	38		31	中	生銀坊主(中)	龜		ノ尾(早)	
7	38		34.9	79.3	中	生銀坊主(中)	龜	ノ尾(早)	
8	38		31.5		中	生銀坊主(中)	陸	羽132号(早)	
9	38		29		中	生銀坊主(中)	陸	羽132号(早)	
10	38		27		中	生銀坊主(中)	陸	羽132号(早)	
11	37		28		中	生銀坊主(中)	陸	羽132号(早)	
12	38		29	中	生銀坊主(中)	陸	羽132号(早)		

(註) H 家『大福稲刈帳』より集計。

- (3) 三・四・五・六・九・一二・一三・一五・昭和三・六・七の各年、品評会出品年度
- (4) 大正四・五・昭和六・七の各年、但し大正四年度は「増収研究会」と「中米農学校」の二ヶ所に出品、又昭和七年度には二等賞授賞。
- (5) T家は千町歩地主白勢家の差配をしており、H家と同様村内上層の手作地主であった。
- (6) 大正三年『北蒲原郡是』でもこの点「金肥に於ては大豆粕・米糠・魚肥・骨粉等にして、其成分は窒素に重きを置き、磷酸・及び加里の施用少きの憾みあり」と述べている。
- (7) 『大福日記帳』より。
- (8) H家のある金塚村周辺は干拓地であるため小作權(作株)が強いこと、そし

て、この作株地は他の田と比較して小作料が低いことから、仲小作が発生し、一種の地主的権利としての仲小作権が定着した。

(8) 大正四年度は販売米の史料が欠けているが、それ以降、 $\sqrt{\text{昭和十三年}} \times \text{十一年}$ 販売米の史料となることから、このように推定した。しかし、史料的に確認できる大正五年以降の販売米は、入附納入額が少い(記載されている限りでは)ことにより、二七〇俵の水準をかなり下回っている。この点は疑問の残るところであるが、確認しえなかったため、大正四年の数値をもって推定した。

三 昭和期への経営変化の特徴

全国的指標としては、生産力の著しい発展・直接生産者である農民の小商品生産者化⁽¹⁾、米騒動・戦後恐慌・昭和の大恐慌とつづく激しい経済変動、さらには、農民の小商品生産者化を基礎として現出する小作争議を直接的きっかけとした地主的土地所有の後退⁽²⁾、といったことが指摘しうる時期に、手作地主H家はその経営内容をどのように変化させていくか、そのことをあきらかにするのが本節の課題である。

まず、自作部分であるが、H家の耕作規模の推移を示

したのが表4である。大正期においては仲小作分を引上げて耕作している大正一・二・六・九年を除けば、ほぼ三町前後と変化がない。ところが、昭和に入ってから三・三年に八反近くの小作地を引上げて自作にまわし、耕作規模を一挙に三町八反とし、以後その規模を持続する。これは、小作争議の影響、また次男の農学校に入る学資金を確保するため⁽³⁾といった理由が考えられるが、ともかく、

表5 H家肥料消費の動向

	肥料金	うち化学肥料	その割合
	円	円	%
昭和1	295.95	194.00	65.8
2	340.90	160.90	46.9
3	363.10	176.50	48.5
4	305.55	223.22	73.2
5	344.58	109.50	31.8
6	344.58	109.50	31.8
7	236.00	99.00	42.0
8	220.85	146.25	66.3
9	245.30	160.80	65.3
10	169.30	112.20	66.3
11	359.00	307.40	85.6
12	373.58	247.00	66.2

(註) H家『大福稻刈帳』より集計。但、苗代肥料は含まず。

表 6 H 家雇人の動向

	年 雇 人 数		給 金 総 額	日雇・季節 雇 労 費	
	男	女			
大正	5	1	35	21.92%	
	6	1	0.50	14.45	
	7	1	47	—	
	8	1	—	9.70	
	9	1	101.13		
	10	1	104.55		
	11	1	117.80		
	12	1	121.50		
	13	2	241.50		
	14	1	180		
	15	1	240		
	昭和	2	1	260	
		3	2	360	
		4	2	285	
		5	2	320	
6		2	320		
7		3	170+α		
8		3	225+α		
9		3	220+α		
10	2	280			
11	3	260			
12	3	295			

(註) 大正 14 年まで『大福日記帳』大正 15 年以降『大福稲刈帳』より集計。α は雇人の欄に記載されているが、給金額がわからないものが、昭和 7, 8, 9 年に 1 人いるためである。

耕作規模の拡大が可能であり、かつ貸付けておくよりも自作の方が経済的に有利であるという条件がこのときは存在していたことを意味している。これは第一に指摘しておかなければならない点である。

次に経営の内容に立入って検討するとどうか。同じ表 4 により作付品種の推移をみると、第一に、収量の多い中晩生種中心の作付体系が耕作規模を拡大する昭和初期

収量は少くても良質な中早生種への移行、品種の統一・集中化(均質な米)ということに対応しているのである。

このような小商品生産者としての努力の現われは、肥料消費についても指摘できる。先到大正初期においては、大豆粕等が肥料の中心であることを示しておいたが、表 5 により、昭和期の肥料消費の動向を検討すると、特許

から崩れ、中早生種中心の作付体系に変化していることが指摘できる。第二には、品種の統一・集中化が大正後半期より計られていることである。つまり、資本主義の発達にともなう労働者人口の増大は、「米穀検査制度」等を通して米穀市場側からの良質で均質な米という要求を農村に持込む。これに対して、小商品生産者として成長したH家は、

(97) 零細農耕制と地主的土地所有

肥料をはじめとする化学肥料がその中心的地位を奪っていることがわかる。大正・昭和における反収の著しい増加に、この化学肥料の使用の増大が大きな意義を担っていたことは疑いない。

さらに、H家雇人の動向を表6により検討しておこう。これによると第一に、大正八年までは、臨時雇を入れて、年雇の人数が、大正一二年までは原則として一人であったのが、その後増加し、耕作規模を拡大した昭和三年には三人、さらに昭和八年には四人にしていること、第三に、給金の支払方法が、大正前期には現物支給を含む分割額であったのが、昭和期にはこれらの記載がなく、支給額だけ記していることから、一括払になったと考えられることである。すなわち、H家が小商品生産者としての性格を強めるに従い、雇用関係を近代化しつつ、雇用労働力を次々と増加させていくのである。

耕作規模の拡大をはじめ、品種の中早生種化、統一・集中化、化学肥料の施用増大等とともに、この雇用労働力における変化を考えあわせれば、H家が如何に農業経営を商品生産として成立させるかに努力したかがうかが

表7 H家所得決定額の推移

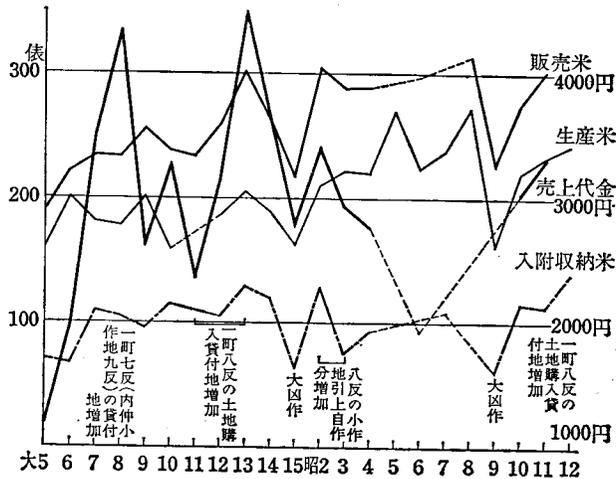
	大正 7	8	昭和 2	3	4	12	15
田畑貸付	873	813	739	913	573	1,097	1,795
田畑自作	—	—	355	330	376	357	768
山林・宅地	54	—	36	36	9	7	7
中小作	115	120	—	—	—	—	—
養蚕	8	—	16	8	8	—	—
配当	—	—	181	158	137	130	176
報酬	180	240	—	—	—	—	—
合計	1,240	1,173	1,327	1,445	1,103	1,591	2,746

(註) H家『所得税申告書控』より。昭和4年は、長男の所得分含まず。

えるのである。そして、このような努力の結果として、表1に示したような、大正・昭和における飛躍的生产力の増大、さらには村平均反収を常に上回る篤農家としてのH家の地位があるのである。

以上、H家の大正・昭和における小商品生産農家としての発展・再編成の実態を概観してきたわけであるが、

図1 H家の生産米・入附米・販売米



(註) H家『大福稲刈帳』『大福日記帳』より。

われわれは、手作地主としてのH家経営全体の中にこの農業経営を位置づけ、分析することにより、さらに問題を展開したい。

表7は、H家の所得決定額の推移を示したものである。所得税申告のための「所得」であるから、必ずしも正確

にH家の所得を反映しているとはいえないが、傾向として次のことが指摘できる。第一に、H家では、この時期の地主一般にみられるような株式所得の著しい増加はないということ。第二に、土地所得としての貸付所得と自作所得との対比では、貸付所得の比重の方が大きく、昭和一二年以降は、さらに貸付所得の比重が高まっていることである。つまり、H家は一貫して手作地主としての性格を保つとともに、昭和一〇年代には、地主としての側面をより一層強めているといえる。

さらに、H家の生産米、入附取納米、販売米の推移を示したのが図1である。

これによると、入附取納米の比重は大正六年までは、二五―三〇%、貸付地の増加をはかる大正末までは、三五―四〇%、小作地を引上げ、自作地を増加させる昭和二年から一〇年までは、ほぼ三〇%、再び貸付地を増加させる一一年以降は三五%と変化している。そして、入附取納額は、全体として小作地引上げを貸付地増加が上回ることにより、大正五年の七〇俵から昭和一二年の一四〇俵に倍増する。

一方自作部分は、先に指摘した昭和二・三年の小作地

引上による規模拡大と、反当収量の増大とにより、生産米を一六〇俵から二四〇俵に増加させる。

したがって、H家の米販売は、生産力の増大・自作地の拡大、貸付地の増大⁽⁶⁾という三条件が重なり、大正五年二〇〇俵の水準から昭和一年の三〇〇俵へと、一〇〇俵近く増大する。

つまり、H家は小商品生産農業を發展させ、耕作規模を拡大して生産米を増加させると同時に、いや、それ以上に貸付地を増大させることにより、H家全体の経営規模を格段に拡大しているといえるのである。

しかし、問題は、H家が全体の経営規模を拡大しているとはいえ、大正中期以降という地主的土地所有の頭打・後退が問題になる時期に、とりわけ昭和一〇年代に自作地の拡大より貸付地の拡大に向かっているという事実である。

H家は自作部分において小商品生産農業を發展させる中で再編成し、耕作規模の拡大も行なってきた。それが、何故、零細農耕の枠をとり払う方向で一層の規模拡大に向うのではなく、零細農耕それ自体を存立基盤とする地主的土地所有の拡大に向かったのか。われわれは、この

ことをあきらかにすることにより主題に迫ろうと考える。

(1) 前掲拙稿『土地制度史学』、三八号参照。また第四節でも展開してあるので参照されたい。

(2) 拙稿「小作争議の展開と自作農創設維持政策」『一橋論叢』、第六十巻、第五号、「農民闘争の展開と地主制の後退」『歴史学研究』、第三四三三号、参照。

(3) H家での聴取による。

(4) 米穀検査制度のもつ意味、地主的土地所有との関連については、前掲拙稿『土地制度史学』を参照されたい。

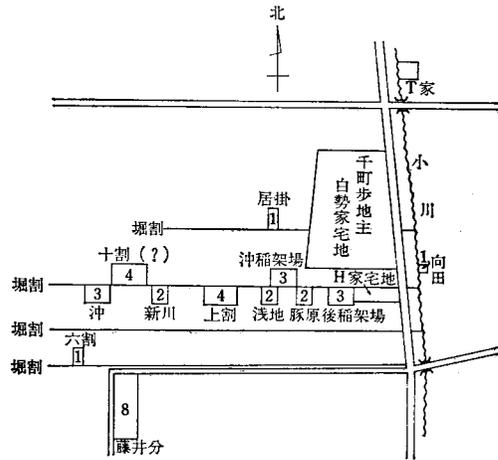
(5) 株式収入は、大正九年の税制の改正まで所得税の課税の対象にならなかったもので申告していない。また収入からの控除額・方法も、それぞれの科目により異なるので正確なものとはいえない。

(6) H家の場合、入附額を一人一人追っていかなくても顕著な変化がみられないのであるから、入附米の増大はもっぱら貸付地の増大と結びついていたと考えられる。

四 零細農耕制と地主的土地所有

H家の農業経営は、いうまでもなく高率現物小作料という負担を背負っている小作地の経営ではなく、地代支払の義務がない自作地経営である。したがって、その蓄積基盤は小作農とは決定的に異なっているといわねばな

図 2 H 家耕地位置概略



(註) この他、苗代2反、耕田2反があるが位置不明。耕地内に示した数字は反別。

らない。しかし、逆に小作農とは比較にならない蓄積基盤をもつH家が、自作地経営をどのような方向に持っていかうとしているかを確定することは、同じ零細農耕という生産力的条件を有する小農民（小作農を含めて）の方向をも示唆することになるといえよう。

すでに、H家は小商品生産を進展させ、再編成を進める中で、昭和二・三年、耕作規模を八反拡大したことは指摘しておいた。では、この拡大はどのような条件のもの

とで行なわれたのであろうか。

図2は、H家が小作地を引上げ、自作地を拡大したときの耕地を聴取により復元したものである。これによるとH家の耕地は旧紫雲寺瀧辺の自宅から掘割にそって散在していたことが確かめられる。そして、耕地は一反区切で整然としている。し

かし、これらの耕地は干拓地であることから、「辺」に近い程水かきも水はけもよい良耕地、「沖」にいく程水がかからず、悪水の湛まる悪耕地となっている。つまり、一つ一つの田は一反区切で整然としているが、お互に「辺」から「沖」まで順に耕地を持合、散在させることにより水害・干害からの危険を分散しているのである。小農技術にもとづく生産力水準と、歴史的・社会的に形

表 8 H 家の作業単位当反別

	耕作反別	一品種当反別	一作業単位当反別
T.	1—5	33.8	4.10
	6—10	32.2	4.37
	12—15	30.0	5.87
S.	2—6	37.1	5.64
	7—12	37.8	5.94

(註) 『大福稲刈帳』より集計。各年の移動平均。一作業単位当反別とはH家が実際に刈取ったときの作業単位であり、主として、品種別・筆別に左右されている。

成された耕地形状とは、金塚村においても零細錯圃農耕を一般化しているといえよう。⁽¹⁾

H家の規模拡大は、小商品生産農業を進展させ再編成を進めるといふ背景を持ちつつも、こうした零細錯圃農耕という枠の中で行なわれた。そして、われわれは、H家の耕作規模拡大が八反を引上げ、三町八反にしたのがぎりぎりの限度であったとみる。なぜなら、第一にH家が拡大した耕地は、H家から最も遠い「沖」の藤井分八反であった。干拓地であるため小作権が強く小作地引上の障害になることや、零細錯圃であることにより危険分散をはかっていることは、H家が規模拡大をしようとする

表9 H家の自作経営

昭和	生産米 a	飯米分 b	売米分 a-D=c	米価 d	売米価額 c×d=e	肥料金 f	労賃 g	e-(f+g)=h	h/e
1	162 俵	26 俵	136 俵	12.86 円	1,750 円	295.95 円	240 円	1,214 円	0.69
2	210	26	184	11.10	2,040	340.90	260	1,439	0.71
3	222	26	196	10.15	1,990	363.10	360	1,267	0.64
4	220	26	194	9.50	1,840	305.55	285	1,249	0.68
6	224	26	198	6.40	1,270	344.58	320	605	0.48
10	221	26	195	11.00	2,120	169.30	280	1,671	0.79

(注) 『大福日記帳』『大福日記帳』より、(1)、飯米は、昭和期の標準とする年度7年度の平均である。(2)、肥料金には苗代肥料は含まれていない。(3)、hは、公算。自家消費等を差引たものではないので、余剰を意味するものではない。しかし、余剰の傾向は反映していると考えられる。

れば、条件の悪い「沖」の耕地しかないという社会的制約をなしていた。また第二に、H家がこの八反を増加させるために行った雇人の増大、品種の改良・統一等の商品生産者としての努力が、表8にみるように作業能率の向上等の労働生産性の向上につながっているとするのは困難であり、むしろ、小農技術を最大限に発揮している姿をそこに見出さざるをえないのである。

つまり、H家が八反を拡大したときの条件を検討すると、H家にとっては、ぎりぎりの拡大であったことがわかる。

われわれは、このように規模拡大にとって零細農耕そ

表 10 戸家米価の推移

		円	
大正	5年	6.10	
	6	14.50	
	7	14.90	
	8	18.60	
	9	9.90	
	10	13.60	
	11	10.10	
	12	12.10	
	13	14.80	
	14	13.80	
	15	12.86	
	昭和	2	11.10
		3	10.15
		4	9.50
		6	6.40
10		11.00	

(註) 『大福日記帳』より。

れ自体が障害になっていることを確認したのであるが、さらに、戸家の経営収支に蓄積の変化が、戸家の規模拡大、あるいは拡大制約にどうかかわっているかをあきらかにしたい。なぜなら、規模拡大の制約条件としてある零細農耕を突破しうるか否かは、突破しようとする経営にどれ程の蓄積能力に基盤があるかに左右されると考えるからである。

表9は、昭和期の戸家自作経営の概況を示したものである。これによると、第一に戸家の経営は米価の変動に大きく左右されていることがわかる。また第二に、肥料・労賃等は米価の変動に対して弾力性が小さく、そのことよって一層戸家の「余剰」は左右されている。すなわち、恐慌が最も深刻化する昭和六年には、戸家の

「余剰」は、半分に減って六〇五円となり、売米価額に對する「余剰」割合も、二〇%減少して四八%となっている。

戸家が昭和初頭に規模拡大に向かったのは、表10に示したように、大正中期以来の比較的安定した米価に支えられ、自作部分における経営が好調を保っていたことが大きな条件となっていたと考えられる。いいかえれば小商品生産者としての再編成の努力が、それなりに報われる関係が成立していたから、規模拡大に向きえたということが出来る。

これに対して、昭和期の条件は全く異なる。農村を昭和五年に襲った恐慌は、昭和八年頃まで猛威をふるい、農民の蓄積基盤を破壊したのである。表9に示した事態はまさにそのことを実証している。米価が不落し、恐慌状態に突入するやいなや、それまでの肥料増投・雇人の増員といった商品生産者の努力は、米価に対して弾力性が無いが故に、桎梏と化するのである。戸家が、その後規模拡大の動きを見せないのは、かかる恐慌による影響が左右していたと考えられる。

戸家のように、高率現物小作料から自由な自作経営に

表 11 農民諸層の経営

小作地率	耕作規模	調査戸数	耕作面積 反	耕作面積 小作面積 反	生産米量 俵	自家消費 俵	小作料 俵	差引販米 俵	販売価額 円	公課 円	肥料代 円	其地支出 円	差引剰余 円
30%以下	1.5町以下 {S.4 S.5}	2	13.3	1.5	70.3	18	3.0	49.3	493	53	133	40	267
	1.5~2.5 {S.4 S.5}	12	17.0	3.0	102.4	34	6.1	62.2	622	93	204	51	274
	2.5以上 {S.4 S.5}	1	28.7	6.0	143.5	33	12.0	98.5	985	128	287	86	484
	1.5町以下 {S.4 S.5}	2	5.6	2.8	31.0	17	4.5	9.5	95	16	52	17	10
	1.5~2.5 {S.4 S.5}	6	17.9	7.7	96.0	30	15.3	50.7	507	50	179	54	224
	2.5以上 {S.4 S.5}	1	31.0	16.0	172.0	50	4.2	88	800	81	310	93	316
30% ~ 60%	2.5以上 {S.4 S.5}	1	31.0	16.0	186	50	4.2	94	564	81	310	93	80
	1.5町以下 {S.4 S.5}	5	13.2	10.0	72.3	22	19.4	36.6	219.6	28	132	40	71
	1.5~2.5 {S.4 S.5}	6	19.2	12.1	112.0	33.3	26.6	52.1	312.6	40	191	58	23.6
60%以上	2.5以上 {S.4 S.5}	1	31.0	22.2	186	32	66.9	71.1	711	0	310	93	308
			31.0			32	48	106.0	636	48	310	93	185

(103) 零細農耕制と地主的土地所有

(注) 金塚村役場、昭和6年『自作農制設備維持ニ関スル文書録』のうち「償還延期理由書」より。
(1) 小作地率、耕作規模は昭和4年を基準にして整理した。(2) 自給資金償還年賦金は、はずして計算。

も大きな影響を及ぼす恐慌は、他の農民諸層には、より深刻な影響を与えずにはおかない。表11は、金塚村の自作農創設維持資金借入者の昭和四年と五年の経営内容を対比したものである。これによると、米価の下落する昭和五年に、経営内容が一挙に悪化する状況がはっきり読みとれる。自創資金借入者の「償還延期理由書」を整理したものであるから、誇張して記入した部分がないとはいえないが、それにしても、米価に対する肥料代をはじめとする他の支出項目の硬直性が収支の悪化を倍加していることは否定できない。

さらに、注目すべきは、小作地率の大小が、経営収支に大きな影響を与えていることである。つまり、恐慌の打撃以前に、すでに小作料の重圧が小作農民を圧迫しているのである。したがって、これら小作農民は、H家とは比較にならない狭い蓄積基盤しかもっていないのは当然である。

小商品生産農業の進展にともない、上層小作農の中には、販売米をかなりもつものがあらわれてきていることは、表11からもうかがえるが、逆に、小商品生産者として成長してきたが故に、恐慌と小作料の重圧で、かれら

の蓄積基盤は、破壊されているのである。

H家と違って、高率現物小作料から解放されていない小作農民にとっては、零細農耕制を打破するという課題に迫る以前に、この高率現物小作料を如何にして廃棄するかという課題に直面せざるをえないといえよう。

さて、ここまでは、H家が何故昭和初頭には耕作規模拡大に向かい、それ以後は拡大しないかということを中心に分析したが、同時に、昭和一〇年代という時点を中貸付地拡大に向かえるという条件があきらかにされねばならない。つまり、小作料収入に頼る方が、零細農耕制の種々の制限を越えて耕作規模拡大に向かうより有利であったという条件があきらかにされねばならない。

すでに指摘したように、H家の入附は凶作時以外増徴も減免もない。このことは図1からも読みとれることであるが、高率現物小作料の実現が可能であったことを意味している。

これは、大字金塚では小作争議を起させないほどの力をいまだ保っていた千町歩地主白勢家の隣りにH家が位置していたこと、さらには、地主的土地所有の意味を無にするほどの小作料減免争議へと附近の農民運動が展開

しえなかったことによると考えられる。⁽²⁾ いいかえれば、地主的土地所有を後退の方向に追いつめながらも、官憲・地主の弾圧等のため、小作料減免を徹底的に押し進めえなかったところに、小商品生産農業の発展を零細農耕制の打破へと展開させず、逆に地主的土地所有の拡大を許した一つの根拠がある。

以上、H家の分析を通じてあきらまかになったことは、小商品生産農業の発展を基礎に再編成を行ないつつも、零細農耕制を打破するという関連では、恐慌にも耐えられるほどの蓄積基盤の確立、とりわけ小作農にとっては地主的土地所有の廃棄によるその確立が不可欠の条件

をなしているということである。また、地主的土地所有の意味を無にしえない限り、地主的土地所有の重圧から解放されている自作経営も、零細農耕打破という志向をもつ規模拡大ではなく、地主的土地所有の拡大という方向にいつてしまうということである。

われわれは、農地改革の担った歴史的性格を考える場合、かかる関連から評価しなければならぬと考える。

(1) H家は、この耕地形状にほとんど変更を加えず戦後に至っていることが聴取により確認された。

(2) 前掲拙稿『土地制度史学』、三八号参照。

(一橋大学助手)